

上伊那地方における林野利用の史的研究

その3 伊那地方の樽木生産と手良郷

川 村 誠

Historical Studies on Forest Utilization in Kamiina District (3)

—Tera villages and lumber chops production in Ina region—

Makoto KAWAMURA

要 旨

- 1 幕府による「伊那山」支配には、3つの特徴がある。第1に、森林地帯のすべてを幕府領にせず、それと藩領とを交錯させていたことである。第2に、石代納と異なる特異な金納が幕末まで残ったことである。これは、検地によって決定された石高の中の領主得点を樽木に換算し、さらに樽木を金高に換算することにより決定される年貢高を持つ村であり、「樽木成村」と呼んでいる。第3に、木曾山に比べ、森林の過伐が江戸中期まで続き、森林の再生産を維持していく方向での強力な林野統制が行なわれなかったように推察できることである。
- 2 「伊那山」経営の中心にあったのは千村支配地であり、樽木の再生産構造は伐木造材を引受ける山方の村と飯米を提供する里方の村とが、樽木生産の中で相互依存的な関係に位置付けられていた。
- 3 「樽木成村」の特異性は、木材生産が不可能になった後にも木材生産の体制がそのまま残され、年貢の中に反映させられたことにある。すなわち、「樽木成村」の史的な展開過程は慶長年間、寛文年間および享保年間に画期を設けることができるが、年貢樽木の生産が中止され金納化していく享保期以後にこそ、「樽木成村」としての特異性（石代納と異なる年貢勘定の形成）が明らかとなる。

は じ め に

本稿では、手良郷が幕藩体制下の村としてどのような支配を受けていたのかを見てみたい。手良郷3ヶ村（野口、中坪および八手村）は、同じ上伊那地方の小野村および上穂村とともに、幕府の樽木山奉行千村平右衛門の支配下に里方5ヶ村として、下伊那地方における樽木生産と結びつけられ、樽木生産を担った山方6ヶ村とともに「樽木成村」と呼ばれていた。今、伊那地方における樽木生産の全体に言及する余裕はないが、里方5ヶ村の位置付けを明確にするために、所三男氏や故平沢清人氏らの諸研究に依拠して「伊那山」支配の構造を筆者なりに整理するところから始め、次いで「樽木成村」成立論に対し、貢納形態の分析を通して問題を提起する中で、手良郷にとって「樽木成村」であることがどのような意味を持っていたかを明らかにしようとする。

1. 幕藩体制下の「伊那山」支配の特徴

天竜川上流地域の伊那地方は、「伊那山」と呼ばれ、木曾および飛騨とならび幕藩体制初期の莫大な木材需要に応じた地域である。「伊那山」に特徴的な点を先学の諸研究の成果から抽出すれば、次の3点をあげることができる。第1に、所領構成を見ると、木材生産を軸に天領配置がなされた点で、木曾や飛騨とも共通するが、天領と私領が交錯しており、用材の豊かな森林地帯の村がすべて天領に編入されたのではない。下伊那では、片桐村、伊久間村（飯田藩）や法全寺村（旗本領）のように、また上伊那では、入野郷（高遠藩）に見るように私領に入っているものがあり、また、上伊那の太田切山などは、天領および私領の数ヶ村入会山でありながら、天領としては「御林」に編入されており、一時期は私領の「御立山」への編入が試みられたこともある。天領では主要な用材生産の山を「御樽木山」とし、「御林」として管理する方向をとっているが、所領構成の交錯した状態のために支配の統制が比較的ゆるやかであった。さらに初期には、樽木生産のためなら、どの「御樽木山」に入ってもよいとされていたようであり、その後、御林としての管理は強化されたが、入会的な関係が強くむすびついた「御林」であったと言える。

第2に、「樽木成村」の広範な存在である。本年貢や小物成を樽木など木材のかたちで納入する本年貢は各地で行なわれている。しかし、伊那の「樽木成」は、木曾のように無高で本年貢を出すのではなく、一般的な検地による石高と石盛が付けられているのではあるが、領主取米の高を樽木に換算し、その額を樽木納（現物納）あるいは金納するという貢納形態である。享保年間以後、事実上、現物納の村も金納化していく中で、樽木換算の貢納形態が残る。今、年貢高の水

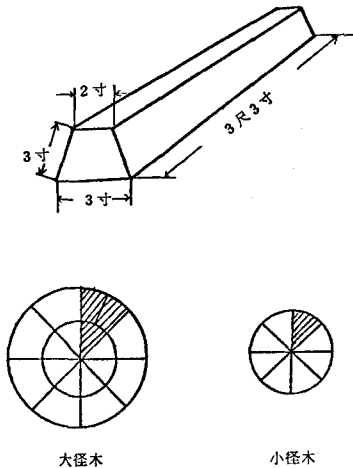


図1 樽木（中樽木）の形と木取

- 注1) 上樽木：三方 3寸、腹 3寸、長さ 4尺5寸
 中樽木： " 3寸、 " 2寸、 " 3尺3寸
 下樽木： " 3寸、 " 2寸、 " 2尺3寸
- 注2) 上樽木：1挺に付、米 8合
 中樽木： " , " 6合
 不樽木： " , " 4合
- 注3) 寸法および米との換算は、享保19年前後、山方金納化の前後の時期の値である。

(平沢, 近世伊那資料 第16巻, 第17巻および
 (八手村庄屋登内新八覚書 (登内家文書) より)

準がどのようにきまるかを見れば、一般的な石代納が①土地の収穫率（石盛）、②課税率（免）および③米価の3要因できまるのに比べ、「樽木成」は、①石盛、②免、③樽木換算率（樽木一挺につき米何合という割合）、④樽木価の決定⑤米価の5要因できまる。手良郷を含め千村平右エ門預りの天領村はすべてこの「樽木成村」である。とくに注目すべきは、手良郷のように、樽木の造材を担っていない村が「樽木成村」として編入されていることである。典型的な「樽木成村」の年貢がどのように割付けられ、勘定されていたのかを、今、天保年間の八手村の免定と年貢勘定目録²⁾によって具体的に説明してみたい。まず、免定を見ると石高を大きく2つに分けている。最初の3年間の免定である340石2斗9升9合は、延宝5年（1677）の検地による石高であり、後の5ヶ年免定の58石2斗8升1合は安永9年（1780）の新田検地による出石であり、各々別途の基準で勘定されている。課税率（免）は延宝の高と、安永の高とで異なりまた田と畑で異なる。免1ツは1石当り1斗の取米すなわち10%であるので、延宝の高では、

田が34.11%,畑で16.22%,また安永の高では田が22.81%,畑で11.45%,強いて平均値を出すとすれば、総高398石5斗8升の内、取米が天保3年の検見取分を含めて105石3斗4升7合であるから26.43% (2ツ6分4厘3毛)となる。この105石3斗4升3合と小物成の金3分何某かが天保5年度の年貢として八手村が請負わねばならない高である。さて、実際にどのようにしてこの年貢が支払われたのかが問題である。この免の勘定目録を見ると、最終的に納入されたものは、米が3石1斗8升4合、金銭が55両永87文7分であり、明らかに金納である。内訳を見ると、問題の取米105石3斗4升3合は、中樽木17550挺 (樽木の形態寸法については図1参照)と等価とされる。すなわち、中樽木1挺当り米3合の割合である。また同時に、金1両当り中樽木350挺という金銭と樽木との交換比率が規定されている。この交換比率にしたがって、取米は、代金54両永162文8分6厘でもって金納される。最終的には石代納と同じく金1両当りの石数(米値段)を算出することもでき、(この場合、1両当り2石1斗)、一般の米価との水準比較で年貢の高低を推定することができる。

このように、年貢の割付けはあくまで田畑の検地による石高で行なわれるが、実際の支払勘定は、樽木をもって行なわれ、支払は金納で行なわれる。ここに石代納と比較し得る「樽木成村」年貢の特徴がある。年貢の水準は、検地による石高を前提にしてしまえば、免および、樽木の米および金銭との交換比率とで決定されるのである。

(天保5年)
 午年免定之事
 (天保4年)(天保6年)
 巳未迄三ヶ年定免
 一、高三百四拾石式斗九升九合
 信濃国伊那郡
 八ッ手村

此訳

一、高式百三拾三石七斗壹升式合 田方
 免三ツ四分壹厘壹毛

此取七拾九石七斗壹升壹合

一、高百六石五斗八升七合 畑方
 外ニ七斗六升式合 屋敷成仮高

此取拾七石四斗五升五合

免壹ツ六分式厘式毛

(天保3年)(天保7年)
 辰申迄五ヶ年定免
 一、高五拾八石式斗八升壹合

此訳

一、高拾式石六斗七升壹合 田方
 此取式石八斗九升

免式ツ式分八厘壹毛

一、高四拾五石六斗壹升 畑方
 此取米五石式斗式升式合

免壹ツ壹分四厘五毛

取米合八石壹斗壹升式合

一、田畑九畝六步 (天保3年)
 辰改見取

此訳

田五畝廿一步 但反ニ九升五合取

此取五升四合

畑三畝拾五步 但反ニ三升取

此取壹升壹合

一、金三分ト永百七拾三文八分

小物成

右者当午年御物成書面之通ニ相極メ候間名主惣百姓不殘立合以後申分無之様惣高到割□来ル□□月廿日前
急度可有皆済者也

天保午年十月

千村平右衛門代
市岡寛蔵 印
湯浅□治 印
ハツ手村
名主
組頭
惣百姓

巳未迄三ヶ年定免并辰申迄五ヶ年定免
午年御年貢御勘定目録

- 一、御取米百五石三斗四升三合 八手村
此中御樽木壹万七千五百五拾挺
但 御樽壹挺ニ付米六合宛
金壹兩ニ付三百五拾挺替
此代金五拾兩ト永百六拾貳文八分六厘
- 一、米貳斗三升九合壹勺 御伝馬宿入用
但 金壹兩ニ付六百挺替
高百石ニ付六升つつ
此代永六拾六文六分六厘
- 一、米五斗五升三合貳勺三分三厘 六尺詰入用
但 右同断
高百石ニ付五斗つつ
- 一、金貳分永百九拾壹文七分五厘 御蔵前入用
但 高百石ニ付金壹分つつ
- 一、永拾貳文四分 山林永
- 一、米三石壹斗八升四合 口米
但 取米壹石ニ付三升つつ
- 一、永三分七厘 口米
但 永壹貫文ニ付三拾文つつ
納合 米三石壹斗八升四合
金五拾壹兩永八拾七文七分

右者去午御年貢御樽木代金并高掛り小物成金共書面之通り御勘定仕上申候若相違之儀御座候ハハ何時成共
仕直し差上可申候以上

飯田御役所

八手村
名主 新八
組頭 嘉介
同 甚左エ門
同 卯右エ門
惣百姓代 新六

第3に、用材林分の保護および育成という点で木曾などに比べ「伊那山」は良材を残さなかつ

たと言える。年貢や御用木としての樽木の樹種にサワラ（榎）が指定されていたために、享保年中には、すでにサワラは「尽山」となり、残る林分はモミ・ツガを主体としたものになったようである。元来、ヒノキやネズコ（クロベ）は少なく、天然の更新樹種としてはサワラが優勢であったと考えられる。サワラの成木の枯渇以後、「休山」という形で回復が図られるが、結局、木曾のヒノキ・サワラ林のような林分を残すことができなかった。この原因としては、一領主による強圧的な支配力が貫徹しなかったこと、あるいは、元和年間に「木曾山」が尾張藩に譲渡された結果、「伊那山」に伐採が集中したことなどいくつか考えられる。

以上の「伊那山」の特徴について、第1の点は信濃における幕藩体制の形成問題とかかわり、第2の点は、幕藩体制下の貢納形態のあり方、とくに封建地代の具体的な現象形態のとらえ方の問題と関係し、さらに第3の点は、森林の成立を自然環境要因のみならず林野利用の森林への刻印をどのようにとらえるかという森林形成の問題と関わっている。総じて育成林業へ転化することのなかった幕藩体制下の領主的な林業生産の展開の問題としてとらえることができる。

千村支配下の手良郷は小野村や上穂村と同様、前報告でも記したように、村内および近辺に御用木を産出するような山を持たず「御樽木山」からも遠く離れているにもかかわらず、「樽木成村」として、伊那山経営の中に組み込まれていた。

注1) 本稿を書くにあたって「伊那山」を取扱った研究文献の中で、参照する機会を得たものは次のとうりである。本稿全体がこれらの諸成果に依拠している。

- ・平沢清人, 近世伊那資料第16巻, 第17巻, 1957, 1958.
- ・同, 語彙ノート—近世の樽木—, 伊那路, Vol 6—11, 1962
- ・同, 「樽木成村」の成立のことなど, 伊那路, Vol 8—11, 1964
- ・同, 「受永状考」, 信濃, Vol 17—7, 1965.
- ・同, 樽木成村の年貢, 伊那路, Vol 10—11, 1966.
- ・同, 近世入会慣行の成立と展開, 1967, 御茶の水書房
- ・同, 伊那の「樽木成村」考, 徳川林政史研究所紀要, 昭和43年度, 1969, 3
- ・同, 伊那の「樽木奉行」「樽木山」考, 同研究所紀要, 昭和46年度, 1972, 3
- ・所 三男, 伊那の「両朝日」考, 信濃, Vol 15—10~12, 1963
- ・同, 角倉与一と木曾山, 徳川林政史研究所紀要, 昭和43年度, 1969, 3
- ・同, 採取林業から育成林業への過程, 同研究所紀要, 昭和44年度, 1970, 3
- ・同, 伊那山の運上仕出, 信濃, Vol 25—9 1973, 9
- ・同, 林業(児玉幸多編, 体系日本史叢書, 産業史Ⅱ所収),
- ・飯岡正毅, 遠州舟明における幕府の樽木処分, 徳川林政史研究所紀要, 昭和50年度, 1976, 3
- ・宮下一郎, 千村平右衛門支配信州御林並びに高遠藩林の運材, 伊那路, Vol 18—10, 1964.
- ・筒井泰蔵, 小野川・本谷・園原共有山史, 1961, 共有山史刊行委員会刊
- ・堀口貞幸, 伊奈村落社会研究史話, 1972, 三貞舎刊.
- ・今牧 久, 近世初期「所の代官」の動向(一), 信濃 Vol21—11, 1969
- ・村上 直, 近世信濃における直轄領の分布, 信濃, Vol 28—7, 1976
- ・唐沢貞次郎, 上伊那郡史, 1921
- ・村沢吟治郎, 赤須上穂旧記録鈔, 1939, 12
- ・上伊那誌編纂委員会, 長野県上伊那誌, 第2巻 歴史編, 1965
- ・南信濃村村史編纂委員会, 南信濃村史遠山, 1976

2) 登内文書(伊那市手良地区ハツ手)

3) 拙稿, 上伊那地方における林野利用の史的研究, その2 手良沢山をめぐる「内山」争い, 京都大学演習林報告, No. 48, 1976, 10.

2. 樽木生産における千村支配里方5ヶ村の位置

幕藩体制下の手良郷は幕末まで千村平右エ門の支配下にあった。千村氏は、山村氏とともに木曾の豪族であり、木曾衆と呼ばれ、木曾が徳川家の蔵入地になるとともに、美濃に知行地が与え

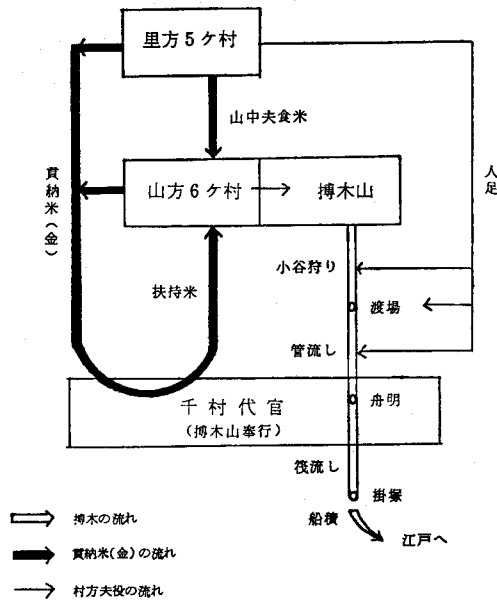


図2 年貢樽木生産の構造

- 注1) 慶長～元禄年間の年貢樽木の生産を想定した概念図である。
- 注2) 樽木山から渡場→舟明→掛塚→江戸の流れについては、千村文書を通して研究が進んでいるが、里方＝山方の夫食米、扶持米の流れおよび山方→木山の生産過程については、村方資料の不足から、未だ不明な点が多く、本図は仮説的なものである。

どへ送られた。年貢の樽木は、享保以前は舟明で勘定決済されるため、舟明までの運送費用は村方負担であった。割木の一種である樽木は、生産面から見れば、木取が単純で山中での造材が簡単であり、土場出しも、丸太や杣角の大材では、技術を要したが、樽木ならば肩にもかついで出せたのである(図1参照)。流通面から見れば、規格・品質を量的にまとめやすく、船積みなどの遠距離輸送に有利であった。また需要面から見れば、長尺ものならば、建築用材に、短尺であれば屋根板材、曲木、桶材にと用途が広い。このような点で年貢として恒常的な産出を期待されたと考えられる。今、「御樽木山」のサワラが切り尽された状態(「尽山」)になる前(享保期以前)の樽木生産について、とくに、本年貢としての樽木の生産に千村支配の里方、山方の村々がどのように関りあっているかを概念的に示すと図2のようになる。千村領からの年貢はいったん代官所に送られ、それが扶持米として山中へ送られる。山方は「御樽木山」へ入山し、領主からの扶持米と里方からの夫食米とによる、里方の年貢の分をも含めて樽木を造材し、里方は、舟明までの運材の人足(小谷狩り、川狩り人足)や、渡場での積み人足を提供するという関係にあったと考えられる。すなわち、里方はあくまで山仕事そのものの技術は持たず、もっぱら山中での夫食米提供を主な仕事としていた。

信濃の天領経営が木材生産と密接に関連しており、用材の産出できる山を持たない村にも、夫役を提供させていたことは「伊那山」ばかりではない。しかし、その多くは後に小物成の中に組み込まれ、代納化され本年貢をも含めて石代納の形に整理されている。

「伊那山」の増金は、樽木代納、という形が明治の地租改正まで残った。

られ、千村氏の本居も美濃の久々利(現在、岐阜県可児郡可児町久々利)にあった。山村氏は木曾山の代官となり、千村氏は慶長8年(1603年)に幕府の伊那山木材奉行を前任の朝日受永死去の跡に引継ぐ。ところが、元和元年(1615)には木曾山が尾張藩へ割譲され、山村氏は尾張藩の役人となる。元和5年(1619)には久々利も尾張領となり、千村氏も尾張藩の役人となるが、幕府は、伊那の所領をそのまま千村氏「預地」とし、引続いて「伊那山」経営にあたらせている。幕府は「伊那山」の主な森林地帯を「御樽木山」とし、そこから木材の伐出を行なう体制をつくっている。用材は、一般に丸太や板角材とともに、とくに樽木の形で出されたものが多い。本年貢としての「年貢樽木」をはじめ、小物成としての「役樽」、領主の要請で出される「御用樽木」(「買樽木」)があり、さらに、都市商人や在地商人による仕出があった。これらの樽木は、天竜川支流の山から出され、天竜川本流との合流点に設けられた「渡場」に集められ(「渡入」)、さらに舟明村に千村氏の出張所があり、そこまで管流し(享保年間からは筏流し)で送られ、舟明に集積され、その後、遠州掛塚まで筏流しで送られ、そこから江戸な

注1) 以上の理解は、とくに所三男，林業（大系日本史叢書，産業史Ⅱ）に負っている。

3. 手良郷における「樽木成村」の形成

上記のような樽木生産の構造の中に手良郷をはじめ里方5ヶ村がいつ頃からどのような経緯で組み込まれたかについては、未だ明確ではない。貢納単位として編成された幕藩体制下の村の支配を見る上で、年貢の決済書である勘定目録は、一つの重要な資料であるが、「信濃史料」に載せられている元和6年（1624）、7年（1621）および9年（1623）の野口村の勘定目録は米(粃)成で金納化されており、樽木換算あるいは山方への夫食米については記載がない。また、上伊那誌歴史編にある天和3年（1683）の勘定目録の整理表をみると、この時期の勘定目録には、山方への夫食米と、人足代についての項目の記載がある。八ツ手村の享保12年（1727）の勘定目録は次のとおりであり、これは天和年間のものと同様であって、樽木換算については触れるところがない。

未御年貢御勘定目録 ²⁾	
一、米六石三斗六升 代金三兩	彦沢源藏殿御手形 御直段両式石式斗壹升つつ
一、米拾四石八斗四升 代金七兩	桑原寛右衛門様手形 御直段右同料
一、米八合四斗八升 代金四兩	市岡源六殿御手形二通 御直段右同断
一、米六石三斗六升 代金三兩	
一、米拾壹石六斗六升 代金五兩貳分	桑原寛右衛門様御手形 御直段右同断
一、米七斗	御樽木川下シ之節人足御扶持方 百四十人分但シ一人一日ニ五合つつ
一、米拾石四斗	御樽木御用之節山中ニテ御扶持方
一、米八升	御役人様度之御扶持方
一、米三拾石式斗六升七合只今差上申候。 代金拾四兩壹分ト御直段右同断 百三拾五文 払八拾九石五斗七合	

右者去ル未之御物成如規御勘定仕上申候若し相違之儀御座候ハハ何時成共仕直し差上可申候以上

八ツ手 庄屋

新八

同村 組頭

新六

同断

利兵衛

享保十三年申三月日

御代官様

さらに、安永元年（1772）の勘定目録は次のようなものであり、これには樽木換算が明記されている。

(安永元年)³⁾
辰御年貢御勘定目録

米八拾七石八斗九升壹合貳尺 ハツ手村

内

米六拾六石六升七合五勺 村中三ト二

此中御口木壹万千拾壹挺貳分五厘

但シ 御樽木壹挺ニ付米六合つつ

此代金拾八兩壹分永百貳文八厘

米貳拾壹石八斗貳升三合七勺

此代金拾貳兩貳分永八拾七文四分七厘

米八拾七石八斗九升壹合貳勺

此代金三拾兩三分永百八拾九文五分五厘

右ハ去辰年御物成之内御樽木成米代金并ニ御掛米代金書面之通りニ御座候若相違之儀御座候ハハ何時成共仕直シ差上可申候以上

安永二巳三月

他の年度の勘定目録を広く集めなければ確定はできないが、記載内容（とくに、夫食米と樽木換算）の変化は明白である。勘定目録のみを見れば、手良郷において「樽木成村」の年貢勘定が成立するのは、少なくとも享保13年と安永元年との間、江戸中期以後になる。しかし、勘定目録以外の資料では、江戸初期にまでさかのぼる。寛永18年（1641）に千村平右エ門が勘定所へ出した「信州下伊奈御蔵入の内書上げ」によれば、里方5ヶ村について、「但右五ヶ村も其物成を以御樽木を調御勘定仕申上候」とあり、手良郷について、「米成之村ニテ御座候へ共樽木ヲ調御勘定仕候」とあって、役樽木や御用樽木ではない「樽木成村」としての年貢勘定を示唆するかの如き表現になっている。

故平沢清人氏は、「樽木成村」についての諸研究の中で、所三男氏が「樽木成村」の成立を慶長年間にまでさかのぼらせているのに対し、寛文年間説をとっている。所氏の慶長年間説によると、江戸時代初頭の伐採による良材の奥地化に伴い、村々の間に樽木造材・搬出について立地的な較差が拡大し、山付きの飯米に乏しい村は、立地的に樽木生産に不利な里山の米作地帯の村の分をも飯米とひきかえに請負うようになり、また里方は次第に米納、金納化せざるを得なかったとして、このような経済状態を背景に朝日受永が天領代官として来伊した慶長6年（1601）頃に樽木納の旧制を望む村を中心に「樽木成村」と名付けて残したと推論する。さらに、元禄12年（1699）の上伊那箕輪領5ヶ村（松下・木下・久保・三日町・下寺）からの樽木納取り下げ願いの文面から、やはり慶長6年に、飯田藩（当時小笠原氏）が箕輪領を檢地した際に樽木納入を申付けた時点で「樽木成村」が私領で成立したとしている。

この説に対し、寛文説は、役樽や御用樽と「樽木成村」の年貢とを峻別し、上記の元禄12年の文面は、役樽であって後の「樽木成村」の年貢形態とは異なると指摘し、幕藩体制の変遷の中で、初期の種々の現物納が整理され、「御樽木山」経営のために、天領を中心に「樽木成村」が編制されたとしている。平沢説では年貢勘定の整備が寛文の天領檢地あたりと見ていること、および、伊那における支配関係について、寛文12年（1672）の飯田藩（当時脇坂氏5万石）の移動と堀氏（2万石）への交代の結果、3万石が幕府直轄領、あるいは預地に編入され、「樽木成村」がこの天領の村々に割付けられたこと、またこの天領で後に私領に変化した村で名目上「樽木成村」が残ることを指摘している。

ここでは、幕府の伊那山経営の変遷という社会経済的な背景の問題と、具体的な年貢勘定の問

題とが錯綜している。また、同じ「樽木成村」でも鹿塩や大河原などの「御樽木山」地元の村と、手良郷や箕輪領5ヶ村など、里山ないし、平場に近い米作地帯とでは、事情が異なる。慶長～元禄期の村方資料が不足しており、推論の域を出ないが、本稿の段階では、里方に注目しながら、樽木成村の成立を次のように考えておきたい。

まず、代官朝日受永および千村平右エ門による「伊那山」経営の中で、木材生産体制が確立して、体制を担う村としての「樽木成村」が成立すること、「樽木成村」に独自の貢納形態が成立することと一応分けて考えてみたい。前項の図1に示したような、樽木生産の流れが成立し、幕府が掌握するのは、やはり、木材の伐出量をもっとも多かった慶長年間であろう。問題は「樽木代納、とでも呼べる「樽木成村」に独自の貢納形態がいつ頃成立したと見るかである。樽木納が山方において金納化する享保年間までは、少なくとも千村領においては、基本的な樽木生産の体制に変化がなかったと考えられる。この段階で取米の樽木勘定は、幕府と山方6ヶ村にとって本年貢として生産する樽木の総数を規定するものであり、重要であるが、里方にとっては、米納であるかぎり、あくまで取米の決定が先行するため取米の樽木換算は必ずしも年貢勘定上必要としない。すなわち、年貢高の決定には関係がないことになる。関係ができるのは、金納の場合であり、基準となる市場米価から直接金額を算定するのか、それとも、樽木を出しているかの如くに、樽木の価格を決定要因の中に入れるのかによって、計算方法からして異なって来る。

元和年間から金納であったとすれば、里方5ヶ村にとっては、取米からどのように納入金額を算定するのが問題となる。この方法が勘定目録に記載されてしかるべきものだとすれば、石代納に比すべき「樽木代納、という独自の年貢の納入形態は、享保12年から安永元年までの期間に成立したことになる。しかし、宝暦5年(1755)に里方5ヶ村が千村代官へ出した書付には、延享2年(1745)以前は、中樽木1挺につき米6合、金1両ニ付350挺替、米の値段1両につき2石1斗の「定値段」で納めていたと書いている。前記、寛永18年(1641)の「米成之村ニて御座候へ共御樽木ヲ調御勘定仕候」がこの「定値段」と同じ勘定の仕方で行なわれたとし、また、享保12年の金1両2石1斗替をこの「定値段」とすれば、千村支配の初期から里方5ヶ村の年貢勘定は、「樽木代納、であったと言える。もしそうであれば、元和、天和、享保などの勘定目録に樽木についての記載のないのは単なる記載形式の問題となる。

今、視点を変えて、年貢率の高低とその変化に着目してみたい。

八手村の享保12年の勘定目録では、取米が89石5斗7合、当時の八手村の石高は340石2斗9升9合であり、課税率(免)は26.3%(2ツ6分3厘)程度、米の値段は、金1両あたり2石1斗2升替である。これを元和3年(1683)度と比較すると、免で3%(3分)上昇、米値段では1両当り3斗2升の高値となっている。次に、安永元年を見ると、免は25.8%(2ツ5分8厘)取米の3分の2(実際の計算上は多少異なる)を樽木換算し、残り3分の1は「米成」の計算である。取米の樽木換算の方は中樽木1挺に付米6合で行ない、金1両当りでは600挺替、結局米の値段は、金1両あたり3石6斗替、「米成」の方は、1両に付1石7斗替程度の計算になり、「樽成」と「米成」との較差は大きい。両者をあわせた合計値で見ると、2石8斗替程度になる。当時の伊那の石成相場は、元禄期は1両に付1石程度、享保12年の前後は、2石1～2斗、安永元年前後は1石7斗であった。天和(2石4斗4升替)を元禄の相場と比較すると半額以下であり、享保の勘定と安永の「米成」分の勘定とは相場水準である。さらに天保5年の勘定をここで再見すれば、平均の免は26.4%、勘定は米3石何某かの他はすべて「樽成」計算で、米値段は1両につき、2石1斗替であった。天保5年当時の石成相場は、1石～7斗あたりであり、2石1斗替はやはり半額以下であると言える。

「樽成」が「米成」と同一水準であらば、「米成」の村を凝制的に「樽成」としたにすぎなく

なり、実質的に石代納と変わりがないことになる。しかし八手村の安永年間以後の勘定目録に見るように「樽成」と「米成」とで納める金高に大きな較差を生じており、しかも有利な「樽成」に一本化して行く。このことから、石代納に比べ独自の「樽木代納」の完成は安永期以後になり、その成立の端緒は、山方が「米成」よりかなり低い年貢率で金納化し始める享保期にあると考える。

注1) 「信濃史料」第24巻および第30巻所収

2) 登内家文書

3) 登内家文書

4) 信濃史料 第28巻所収

5) 所三男、伊那の「兩朝日考」、参照

6) 所氏の引用部分は次の通り。

「先年、小笠原兵部少輔様、信州伊那那箕輪領御検地之節、御樽木二十九ヶ村に被仰付、例年差上候、
其後、脇坂淡路守様御代に罷成、樽木切尽し申候ニ付、五十八年以前、御訴訟申上候、代米被仰付、
上納仕候事」

7) 本稿「4. 享保期以後の樽木成村」に原文を載せてある。

8) 平沢清人の調査による（千代村太田家所蔵「平均御相場控」）。ただし、数値は、「野底山史」（下伊那郡上郷村）および平沢、伊那の「樽木成村」考、よりひろった。

4. 享保期以後の「樽木成村」

享保期に伊那の「御樽木山」が「尽山」状態になったことについて、「小川実記」は次のように伝えている。

一、正徳享保年中、高野太郎兵衛様（是は飯島御代官）御樽木御売として数万挺宛被仰付依之双方御樽木山尽山に相成候、此故に御樽木割立候事難成無是非享保十八年村々打寄遂相談飯田御役所へ金納御願差出候（以下略）

すなわち、飯嶋代官所の売木用の伐採を最後に、「尽山」となり、享保18年（1733）に村方より金納を願い出ている。また、享保10年（1725）の小池七太郎²⁾文書は、樽木寸法が、古来は三方四寸五分腹三寸であったものが、サワラ木の減少から三方三寸腹二寸になったことによりその歩減分の代米を申し渡され困窮している事情を述べているが、その中で「尽山」状態を次のように説明している。

（前略） 古来は居村近辺にて割立榎木も沢山に有之、杣取出方共に近山故稼取に仕事は勝手に逢申候所に段々尽山に罷成候て深山へ入込候て根返り株返し等堀出し候に付、其日之飯米に逢兼申事場合により歩五日十日懸り候ても見出し不申様も有之候、場仕合に山入仕候日杣取割懸り候者も御座候得共、左様之事は只今之尽山にては無御座山内当夏御見分被遊通り御座候（後略）

伐採地が奥地化するとともに、適当なサワラを見出すのに手数がかかり、根返しや株返しのものまで利用しており、採算に合わなくなって来た事を言っている。「小川実記」は享保18年の金納願いの結果、享保20年（1734）から10ヶ年の「休山」ということで金1両に付米6合、中樽木800挺替で物成の半分は金納、半分は米納となったことを記している。しかし、これは、山方6ヶ村のことで、里方5ヶ村はまだ勘定が異なっていたのではないかと思われる。

享保20年（1735）に里方5ヶ村より千村代官へ出した書付の覚が残っている。

御樽木難割立当卯ノ年子ノ年迄拾ヶ年之間休之儀御樽割之村々御願申上候ニ付委細御尋之越奉承

知差上候書付之覚

- 一、信州伊奈郡上穂村中坪村野口村八手村小野村右五ヶ村往古御樽納之村々ニ而年々御樽木御上納仕来候所数年百姓相続仕難有奉存候然所御樽木難割立拾ヶ年之休此度御樽割村々奉願上候ニ付存寄者無之哉と段々被仰聞候へ共五ヶ村之儀者縦樽木相休候而茂唯今迄之通りニ御座候へ者村方相続仕候ニ付百姓存寄少も無御座候間御願申上候儀御座候依之書付差上申候 以上

享保廿年卯閏三月十四日

(5ヶ村名主組頭)
(百姓代運印)

この文書では山方(「樽割の村」)による樽木年貢の10ヶ年休みの願いについて、里方(「樽納の村」)として山方が造材を休んだとしても、自分達の村にとっては従来通りであれば何も変わりなくやって行けるという言い方をしている。この間の事情を直接に知り得る資料がないので、次に宝暦5年(1755)に里方5ヶ村が差出した書付を見てみたい。享保20年(1735)から10ヶ年過ぎた後、延享2年(1745)から勘定方法の「切替」が行なわれ、宝暦4年(1754)までの10ヶ年は、樽木納に戻る。しかし、樽木を1ヶ年に3万挺ずつ出し、残りは、中樽木70挺に対し、2間1尺角廻しの一般材で代納(「代材木」)することになる。この書付けは、延享2年の切替の年季が明ける時点でそれまでの里方の「樽木成」の経過と、当時の千村領11ヶ村の年貢払方の実情を記述しているので重要である。

- 一、御年貢納方之儀御預所一同ニ御樽木ニテ御年貢相済申候御樽木之儀ハ山方村ニテ割出し手良郷上穂村小野村米納を以山中夫食代米といたし御樽木成村方ニ御座候
- 一、御樽木之儀中樽木壹挺ニ付米六合づつ金壹両ニ付三百五拾挺替米ハ壹両ニ付式石壹斗替定直段也右之通り納来り申候
- 一、近年迄御樽木川下シ節ハ人足鹿塩大河原へ参河下シ相勤申候其後天龍川筏下シニ罷成候て葛嶋渡場揚之人足相勤申候所近年つき山ニ罷成御樽木無御座候ニ付樽木御代材木御願相済
- 一、延享二丑年より戌年迄拾ヶ年之間御樽木代材木ニテ御年貢相納申候此年御年貢切替ニ付山方村より相願候ハ近年つき山罷成御樽木ハ勿論御材木共ニ無御座候ニ付御樽木御材木共ニ当分難割出御座候ニ付当亥年(宝暦14年)申迄拾ヶ年間相休候様ニ御願上御聞届之上休候様ニ被仰付候依之此互樽木代金納ニ相成候上ハ御樽木御直段之儀金壹両に付御樽五百挺替御願申上相済申候
- 一、手良郷上穂村小野村此節御直段御訴訟申上山方同様ニ相成申候
- 一、右五ヶ村之儀ハ前々より米納ニテ御座候処元禄年中御訴訟申上金納ニ御座候所右之通り御願申上山方同様ニ相成申候
- 一、村々納方之儀
鹿塩村大河原村清内路村三ヶ村、皆樽納五百挺替也大河原ハ前々より五分樽納五分ハ米納ニテ御座候処此度米納五分ノ内三分と二分ハ樽納三分米納此村御樽所御扶持米出ル
- 一、南山かか須村ハ五分樽納五分米納之内六分樽納四分米納
- 一、八手村野口村中坪村三ヶ村ハ三分の二御樽納三分の一米納也右三ヶ村より山方夫食米出ル
- 一、小野村上穂村ハ六分樽納四分米納也此式ヶ村ハ山中扶持米遠路故□出□□□小野村ハ□□□御座候ニ付前々より御直段手良郷より壹表高ニ御座候故右訳申上手良郷ハ三分一小野村上穂村四分米納也
(後略)

第1項、第2項についてはすでに述べた。第4項と第5項をみると、里方が山方の年貢勘定に合わせたのは宝暦5年(1755)の切替からとなる。またこの文書の後尾には、宝暦4年(1754)3月に里方が出した願書があり、そこでは「石代直段」での勘定を申し付けられたのに対し、2石1斗替の「定直段」による「御樽成御直段」を願っており、享保12年の勘定目録の水準を踏襲している。

この宝暦年間の文書と前掲の享保20年3月の文書とから①宝暦5年の切替まで、里方は1両につき2石1斗替の「定直段」で勘定されていたこと、②里方は、石代納の水準に比べての樽成の「定直段」をより有利なものと考えて守ろうとしていること、③幕府は、山方の金納化の中で、里方を石代納にすることを考えていたようであること、などを考えることができる。しかし、結果は、里方は、「山方六ヶ村同様に」ということで落着くのである。この「樽木代納」の米値段は、以後、1両につき600挺替(3石6斗替)→460挺替(2石7斗6升替)→400挺替(2石4斗替)→350挺替(2石1斗替)と変遷をたどり、値上っていくが、石成相場よりも、常に半額近く低く、弘方も次第に樽成一本に金納化し、整理され、八手村の天保5年のような形になる。

以上のことから、享保年間における山方の現物納から金納への転換は、あくまでサワラをはじめ諸木の更新を待つ「休山」という「伊那山」支配の形態の中でとらえる必要があるように思われる。すなわち、金納化を、あくまで石代納ではなく、「樽木代納」で行なった領主支配の立場における意味は、この「休山」の継続期間ということにあったと考えたい。他方、山方の金納化の進行が石代納への転化を意味せず、将来における年貢樽木の再開に備える意味での「樽木代納」であり、しかも、2石1斗の「定直段」よりも低い値段勘定が付けられる傾向を見て、里方は、従来の「定直段」への固執をやめて、むしろ、山方同様の方向を望んだと考えることができる。享保年間以後、樽木年貢の再生産構造の枠組みだけ残る中で、はじめて、伊那の「樽木成村」の独自性が出て来るのであり、八手村の天保5年の勘定目録(野口村の文化2年(1805)の目録あるいは中坪村の安政6年(1859)の目録など同一である)が、その独自性の表現である。

注1) 平沢清人編著、近世伊那資料、第16巻所収

2) 同 編著、近世伊那資料、第17巻所収

3) 登内家文書

4) 登内家文書

5) この過程についてはとくに、平沢、伊那の「樽木成村」考を参照されたい。

おわりに

論証過程が不備なままに終り、夫食米の問題にも触れることができなかった。他日を期したい。伊那市八手の登内利子氏宅には、故登内才助翁が収集整理された村方資料が数多く保存されている。本稿の資料はこの「才助文書」に依った。

末尾ながら、資料を提供していただいた登内利子氏ならびに調査を援助していただいた信州大学農学部森林経理学研究室の諸氏に深く感謝の意を表したい。

Résumé

1. We find three distinctive features in the forestry of Inayama governed by Shogunate.
 - 1) At Ina region Shogunate domains were mixed with the domains of feudal lords.
 - 2) The rent system of the district was singular. In the rent system of this kind, the quantity of payment in rice was first determined. Then it was converted into lumber chops and they calculated it in terms of money, and finally it was paid in money.
 - 3) The forest was overcut in the district much more than in Kisoyama. It was not controlled so as to reproduce itself.
2. Chimura domain was located in the center of Inayama. The system was specialized that some villages were responsible for forestry task and others offered livelihood.
3. We can see some epoch periods through Edo era. The special change occurred in Kyoho era when lumber chops production stopped and the rent became to be paid in money.